

第2節 特許庁	427
1. 2015年度の知的財産政策及び知的財産活動に関する主な動き（総論）	427
1. 1. 知的財産政策のおもな動き	427
1. 2. 企業における知的財産活動	428
1. 3. 大学における知的財産活動	430
2. 産業財産権をめぐる動向	432
2. 1. 特許	432
2. 2. 商標	436
2. 3. 意匠	438
2. 4. 審判	440
3. 審査体制整備のための取組	441
3. 1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組	441
3. 2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組	442
4. 国際的な制度調和及び国際協力等の取組	443
4. 1. 国際協力等に関する取組	443
4. 2. 知的財産保護のための国際的な取組	445
4. 3. TPP協定の国内実施の為の産業財産権制度の検討	445
5. 知的財産活動の活性化のための取組	446
5. 1. 中小企業等に対する支援	446
5. 2. 大学等に対する支援	448
5. 3. 知財活用全般に対する支援	449

第2節 特許庁

1. 2015年度の知的財産政策及び知的財産活動に関する主な動き（総論）

1. 1. 知的財産政策のおもな動き

近年、企業活動のグローバル化、第4次産業革命の進展と産業構造の変化等、知的財産を取り巻く状況は急速に変化している。このような状況下にあって、我が国企業の事業活動は多様化し、企業にとっては新たな時代に対応したより高度かつ複雑な知財戦略に対応することが必要となりつつある。知的財産行政の中核を担う特許庁としても、このような企業の多様な知財戦略を支援し、円滑にイノベーションが起こせるよう、様々な施策に取り組んでいる。

特許審査に関しては、任期付審査官の活用や先行技術文献調査の下調査の外注の拡充等を通じて、審査処理能力を維持・向上させ、2015年度には、年度内に審査が終了する案件の権利化までの平均期間を16か月未満にするとともに、年度内に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間を11か月未満にするという同年度の目標を達成した。また、審査の質の一層の向上を図るために取組の一環として、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された審査品質管理小委員会により、2015年4月に報告書「審査品質管理の充実に向けて（平成26年度）」がとりまとめられた。これを踏まえ、特許庁は「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成27年度）」を定めて審査の品質管理システムを強化し、2016年3月には、年度明け早々の報告書とりまとめを念頭に、同小委員会により、2015年度の審査品質管理の実施体制・実施状況に対する評価及び改善提言の検討が行われた。

また、市場のグローバル環境が大きく変貌を遂げる中で、企業が知財を海外で円滑に活用するための取組が重要である。そこで、経済産業省は、世界の特許出願件数の約8割を占める日米欧中韓の五大特許庁において、制度や運用の調和等に関する協力を進めている。さらに、第一庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第二庁において簡易な手續で早期審査が受けられるようになる「特許審査ハイウェイ（PPH）」を拡大している。

同時に、経済成長著しいASEANにおける日系企業の事業活動の支援のため、ASEANに対する協力を強化しており、2015年5月に奈良で開催された第5回ASEAN特許庁長官会合では、国際出願制度（マドリッド・ブ

ロトコル）特有の実務、特許審査の品質管理、知的財産庁における人材育成と審査業務管理についての我が国特許庁の知見の共有の強化を含む、2015年度の協力プログラムを策定するとともに、2016年度以降も知的財産協力を深化させることを確認し、「日ASEAN知的財産共同声明」を採択した。さらに、知的財産活用支援として、知財マネジメントに関する専門人材（知的財産プロデューサー）や、海外駐在経験のある知財専門人材（海外知的財産プロデューサー）の派遣による研究開発コンソーシアムや中小企業等への支援を実施している。

また、環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）が2016年2月に署名されたことを受け、本協定の実施を確保するための必要な措置の検討を行った。

産業構造審議会知的財産分科会にて審議を行い、その審議を踏まえ策定した特許法の改正案及び商標法の改正案を含む、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が、2016年3月8日に閣議決定され、同日、第190回通常国会へ提出された。

各都道府県に設置された「知財総合支援窓口」に、2014年度から定期的に配置している弁理士や弁護士といった知的財産の専門家の数を2015年度には倍増し、中小企業等の知的財産に関する専門的な相談にも迅速に対応できるように体制強化を行った。また、中小企業等の知財戦略に関する相談や、発明の秘匿化に際しての具体的手法等に関する相談を受け付ける営業秘密知財戦略窓口を、2015年2月、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に新たに設置した。

1. 2. 企業における知的財産活動

(1) 我が国企業等における知的財産担当者数

知的財産活動調査の結果によると、2014年度の業種別1者当たりの知的財産担当者数は以下のとおりとなった。「電気機械製造業」が19.0人と最も多く、次いで「輸送用機械製造業」が11.5人、「鉄鋼・非鉄金属製造業」が9.8人、「化学工業」が7.9人、「業務用機械器具製造業」が7.9人、「医薬品製造業」が7.3人となっており、これらの業種では全体平均を上回った。

図1：業種別の知的財産担当者数（1者当たりの平均値）

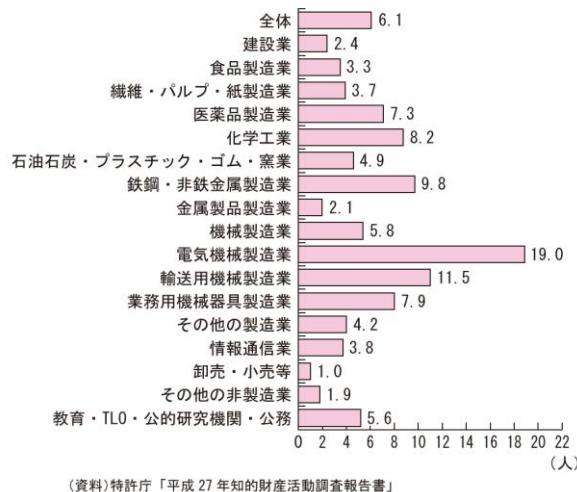
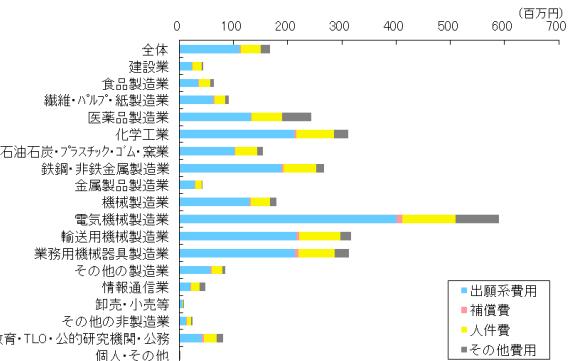


図2：業種別の知的財産活動費（1者当たりの平均）



業種	標本数	平均知的財産活動費 (百万円)			
		出願系費用	補償費	人件費	その他費用
全体	2,964	170.2	111.0	2.9	36.1
建設業	125	44.7	23.4	1.6	16.6
食品製造業	157	66.0	35.3	0.4	21.5
繊維・パルプ・紙製造業	64	90.4	62.6	2.0	20.8
医薬品製造業	82	243.8	131.9	2.0	56.0
化学工業	222	307.9	212.6	3.9	68.8
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	222	151.0	101.2	2.4	39.6
鉄鋼・非鉄金属製造業	62	261.4	188.6	3.5	61.2
金属製品製造業	122	43.0	28.7	1.4	11.0
機械製造業	182	174.7	128.9	3.3	34.6
電気機械製造業	293	632.2	401.1	9.7	99.0
輸送用機械製造業	137	299.8	218.3	4.5	76.5
業務用機械器具製造業	107	313.2	213.0	7.1	66.1
その他の製造業	166	81.6	57.7	1.5	20.0
情報通信業	108	48.1	21.0	1.2	14.9
卸売・小売等	323	9.0	5.8	0.1	2.1
その他の非製造業	257	24.3	13.2	0.4	8.0
教育・TL0・公的研究機関・公務	247	80.5	41.5	3.7	24.1
個人・その他	88	1.1	0.9	0.0	0.1

(ア) 出願系費用

産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用
(弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。)

(イ) 補償費

企業等の定める補償制度（職務発明規程等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費

(ウ) 人件費

企業等で知的財産業務を担当する者の雇用に係る費用の直近の会計年度総額

(エ) その他費用

上記の3分類に含まれない費用（知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務遂行に必要な固定資産の減価償却費及びリース料）

(資料)特許庁「平成27年度知的財産活動調査報告書」

(2) 我が国企業等における知的財産活動費の現状

2014年度の我が国企業等の知的財産活動に要する費用の平均は、以下のとおりであった。

内訳をみると、ほとんどの業種において出願系費用の占める割合が最も多く、知的財産活動費全体に与える影響が大きいことが分かる。

(3) 我が国企業等における特許権の利用状況

2013年度から2014年度にかけて権利所有件数は約4.6万件増加した。2014年度の利用率（利用件数／所有件数）は48.9%であり、2007年度から5割程度で推移している。また、防衛目的件数の割合は35.3%と増加した。

特許権の利用率は業種によって異なっている。「業務用機械器具製造業」において利用割合が最も高く、「電気機械製造業」、「その他の非製造業（金融・保険業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業等）」が続いた。

※全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体についての推計を行った数値であることに留意する必要がある。

図3：国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）

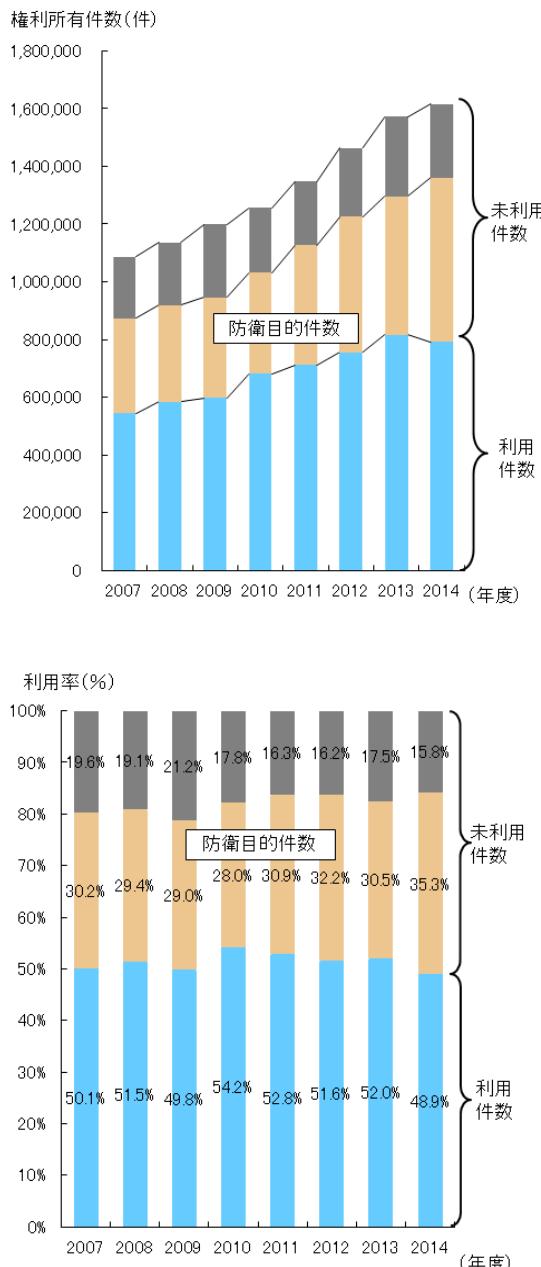
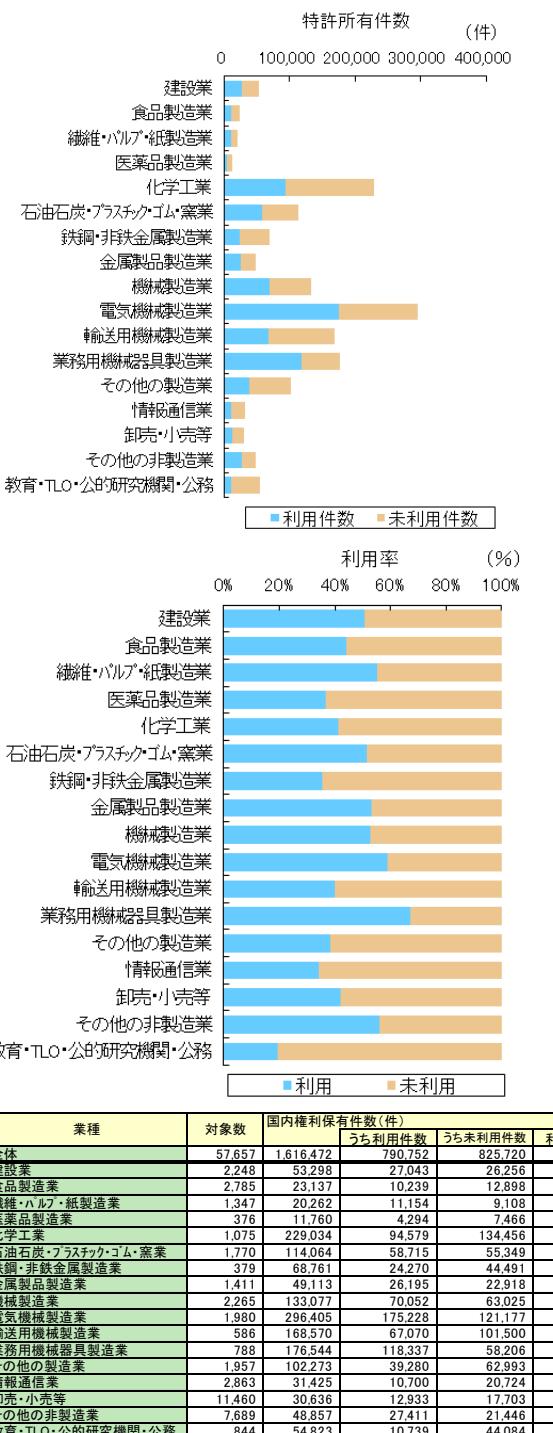


図4：国内における業種別の特許権所有件数及びその利用率（全体推計値）



	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
国内特許権所有件数(件)	1,086,802	1,136,566	1,199,184	1,255,489	1,346,804	1,464,176	1,570,897	1,616,472
うち、利用件数	544,785	584,994	597,519	681,059	711,773	755,209	816,825	790,752
うち、未利用件数	542,017	551,572	601,665	574,430	635,031	708,967	754,072	825,720
うち防衛目的件数	328,467	334,564	348,028	350,946	415,630	471,041	479,028	569,938

(資料)特許庁「平成27年度知的財産活動調査報告書」

(資料)特許庁「平成27年度知的財産活動調査報告書」

1. 3. 大学における知的財産活動

知的財産の創造において、我が国の研究資源の多くを有する大学の役割は大きい。このような認識の下、全国各地で大学知的財産本部や技術移転機関（T L O）が設置され、また、広域大学知的財産アドバイザーの派遣や特許料・審査請求料の減免措置などの施策も導入されてきた。

近年の産学連携の取組の推進とオープン・イノベーションの進展を背景に、大学等における共同研究及び受託研究の件数は増加傾向で推移している。2014 年度の大学等における共同研究件数は、前年度より 1,419 件増加して 22,755 件（図 5 参照）、受託研究件数は前年度より 811 件増加して 23,023 件（図 6 参照）であった。

大学等からの特許出願件数を見ると、2004 年には 5,000 件弱であったが、2005 年には 7,000 件を超え、2004 年の国立大学法人化を境に急激に増加した。その後、2007 年をピークに漸減傾向にあったが、2015 年の特許出願件数は前年比 1.0% 増の 6,967 件であった（図 7 参照）。

大学等からの特許出願の審査状況を見ると、2015 年に審査結果が出たもののうち、特許査定されたものは全体の 73%（特許査定率）であった（図 8 参照）。

2015 年の大学等による P C T 国際出願の公開件数ランキングを見ると、第 1 位から第 7 位までを米国の大学が独占した。他方、日本、韓国、中国、シンガポールの大学が 30 位以内に 14 校ランクインするなど、アジア圏の大学も積極的に国際的な権利取得を行っている状況がうかがえる。我が国の大学は 30 位以内に 5 校含まれており、最高位は第 9 位の東京大学である（図 9 参照）。

図 5：大学等における共同研究件数の推移（相手先別）

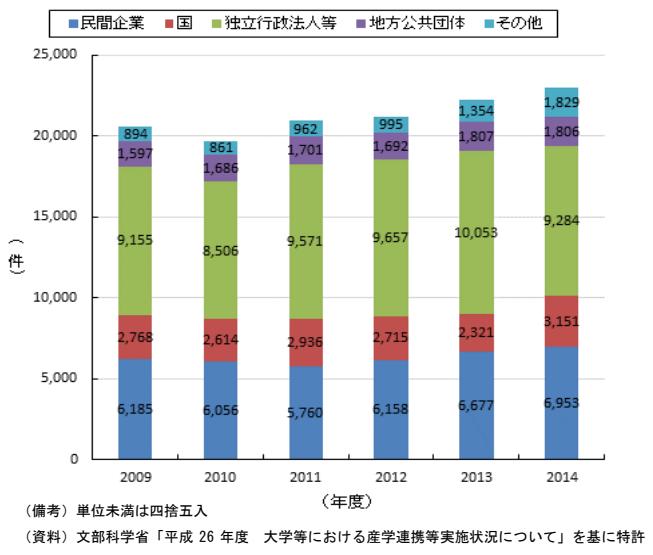


図 6：大学等における受託研究件数の推移（相手先別）

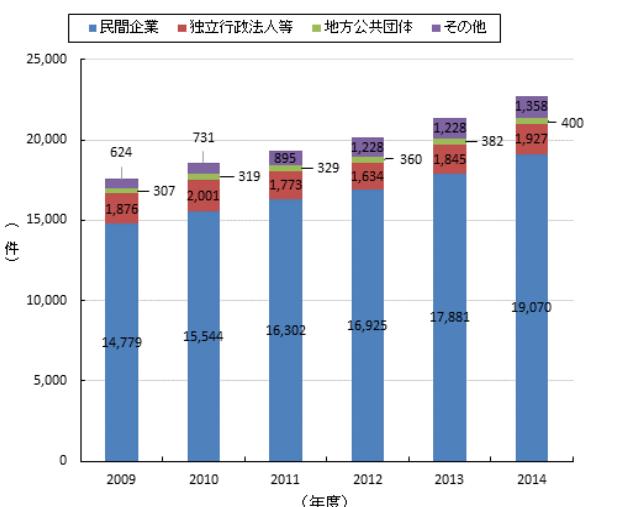
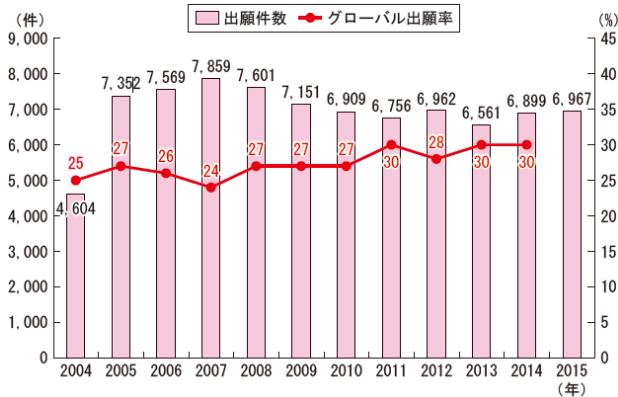


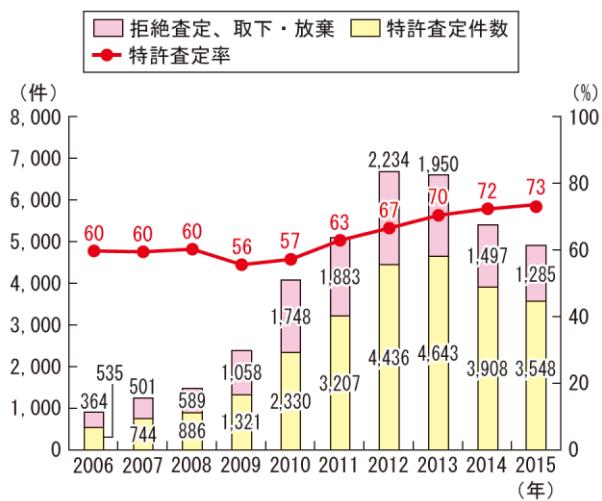
図7：我が国の大学等からの特許出願件数及びグローバル出願率の推移



(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。

(資料) 特許庁作成

図8：我が国の大学等からの特許出願の審査結果状況の推移



(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。

企業等との共同出願を含む。

(資料) 特許庁作成

図9：PCT国際出願の公開件数上位30位にランクインした国内外の大学(2015年)

順位	大学名	件数
1	カリフォルニア大学(米国)	361
2	マサチューセッツ工科大学(米国)	213
3	ジョンズ・ホプキンス大学(米国)	170
4	テキサス大学システム(米国)	163
5	ハーバード大学(米国)	158
6	ミシガン大学(米国)	116
7	フロリダ大学(米国)	108
8	精華大学(中国)	102
9	東京大学	101
10	スタンフォード大学(米国)	99
11	ソウル大学校(韓国)	95
12	北京大学(中国)	81
13	コロンビア大学(米国)	80
14	アイシス・イノベーション社(オックスフォード大学TLO)(英国)	78
15	コーネル大学(米国)	77
16	ペンシルバニア大学(米国)	76
17	京都大学	76
18	高麗大学校(韓国)	75
19	カリフォルニア工科大学(米国)	74
21	デンマーク工科大学(デンマーク)	74
22	大阪大学	72
23	延世大学校(韓国)	70
24	シンガポール国立大学(シンガポール)	69
25	漢陽大学校(韓国)	68
26	南洋理工大学(シンガポール)	63
26	九州大学	57
28	KAIST(韓国)	57
28	ワシントン大学(米国)	56
30	東北大学	56
30	デューク大学(米国)	52

(備考) • 最初に記載された出願人名を基に数えている

• 出願件数は、2015年に国際公開された出願の件数である

(資料) WIPOウェブサイトの記事「U.S Extends Lead in International Patent and Trademark Filings」(2016年3月16日)の項目「Top PCT applicants」を基に特許庁作成

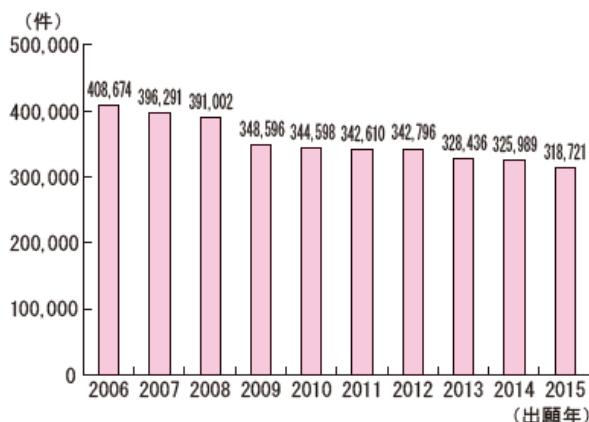
2. 産業財産権をめぐる動向

2. 1. 特許

過去 10 年間の特許出願件数の推移を見ると、2006 年以降漸減傾向で推移しており、2015 年は 31.9 万件（前年比 2.2% 減）であった。他方、日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）の件数は、2014 年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2015 年は 4.3 万件（前年比 4.4% 増）と、過去最高となった。このように、かつては国内偏重の出願構造であったが、現在は PCT 国際出願の活用が進んでいる。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していること、知財戦略における量から質への転換に伴い、出願人による出願の厳選が進んでいることなどが背景にあるものと考えられる。

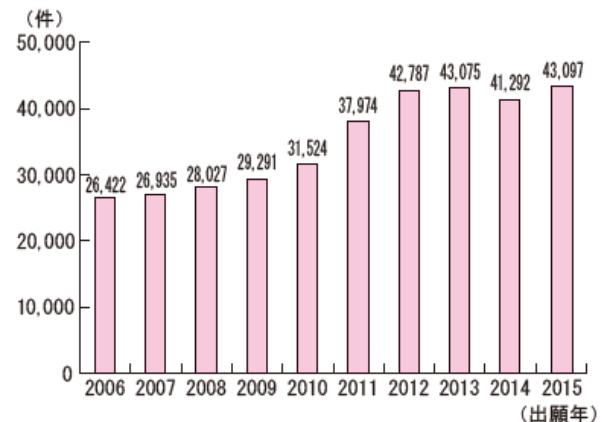
2001 年 10 月以降の出願について審査請求期間が 7 年から 3 年に短縮されたことにより、審査請求件数の一時的な増大が生じていたが、これも 2008 年 9 月末をもって終了した。2009 年以降は横ばいで推移し、2015 年の審査請求件数は、24.1 万件であった。

図 10：出願件数の推移



(備考) 特許出願件数は国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）のうち国内移行した出願件数の合計数である。また、PCT 国際出願については国内書面の受付日を基準としてカウントしている。

図 11：PCT 国際出願件数の推移



また、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まってきたことから、2014 年 3 月に、新たな 10 年目標として、2023 年度までに特許の「権利化までの期間」¹（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均 14 か月以内、平均 10 か月以内とする目標を設定し、その目標達成に向け着実に取り組んでいる。

図 12：各国特許庁における「権利化までの期間」

(2014 年平均)

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
JPO（日本国特許庁）	9.3 か月	15.2 か月
USPTO（米国特許商標庁）	18.1 か月	27.0 か月
EPO（欧州特許庁）	9.1 か月	22.8 か月
SIPO（中国国家知識産権局）	12.5 か月	21.8 か月
KIPO（韓国特許庁）	11.0 か月	16.7 か月

(備考)

- ・ JPO の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2014 年度平均。
- ・ JPO 及び KIPO の一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
- ・ USPTO の一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
- ・ EPO の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値。
- ・ SIPO の一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
- ・ JPO の最終処分期間、すなわち権利化までの期間（標準審査期間）は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（出願人が制度上認められている期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く）。
- ・ USPTO の最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（植物特許、再審査を含む）。
- ・ EPO の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
- ・ SIPO の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
- ・ KIPO の最終処分期間は、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間（総月数）を各年の最終処分件数で除した値。

(資料) I P 5 Statistics Report 2014 を基に特許庁作成。

¹ 出願人が制度上認められている期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く

2005 年に 170.3 万件であった世界の特許出願件数は、この 10 年間で 1.6 倍に増加し、2014 年には 268.1 万件に達した。2009 年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者共に減少していたが、2010 年以降増加に転じており、2014 年は前年比 4.4% 増となっている。2014 年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国国家知識産権局への特許出願の大幅な増加によるものである。

非居住者による特許出願件数を見ると、この 10 年間で 1.3 倍に増加し、2014 年には 88.1 万件に達した。特に、非居住者による特許出願のうち PCT 国際出願の国内移行件数は、2005 年に 31.4 万件であったのに対し、2014 年には 50.2 万件（全体の 5 割強）となっており、PCT 国際出願制度の利用が活発化したことがうかがえる。

図 13：世界の特許出願件数の推移

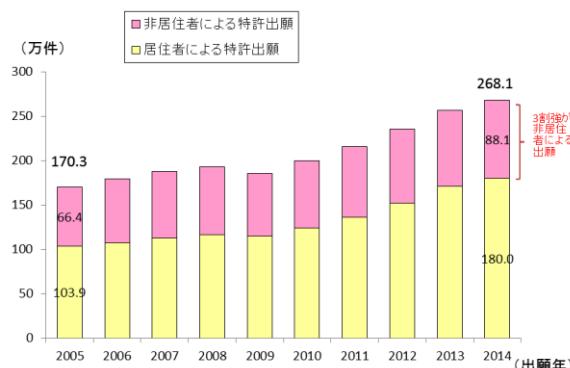
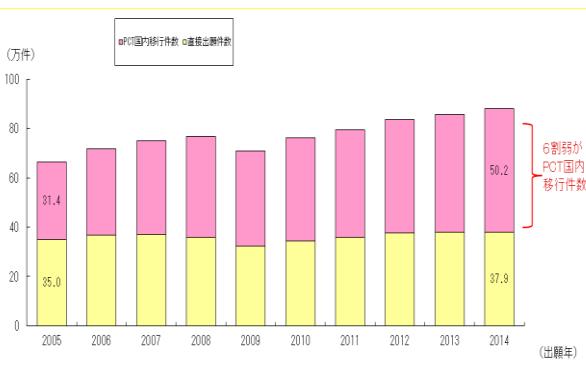


図 14：非居住者による特許出願件数の出願ルート別内訳の推移



PCT 国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2015 年の日本からの出願件数は、2011 年から 13.3% 増 44,051 件と、過去最高を記録し、引き続き第 2 位となっている。出願人居住国別の割合を見ると、2011 年と 2014 年のいずれにおいても上位 10 か国で全体の約 85% を占めている。米国は全体の 26.2% を占め、引き続き第 1 位となっている。

図 15：PCT 加盟国数及び PCT 出願件数の推移



図 16：出願人居住国別の PCT 国際出願件数の推移



日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、欧州特許庁 (EPO)、中国国家知識産権局 (SIPPO)、韓国特許庁 (KIPO) における特許出願件数の動向を以下に示す。

2015 年の JPO における出願件数は 31.9 万件であり、前年より微減した。五大特許庁の中では、前年と同様 S IPO における出願件数の増加が際立っている（前年比 19% 増）。

2015 年の五大特許庁の特許登録件数を見ると、USPTO 及び EPO では内国人による登録は 5 割程度であるのに対し、JPO、SIPPO、KIPO では内国人による登録はそれぞれ 77%、73%、78% を占めており、登録構造に大きな違いが見られる。

図17：五大特許庁における特許出願件数の推移

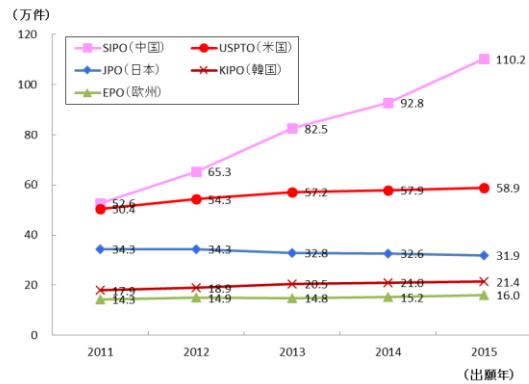
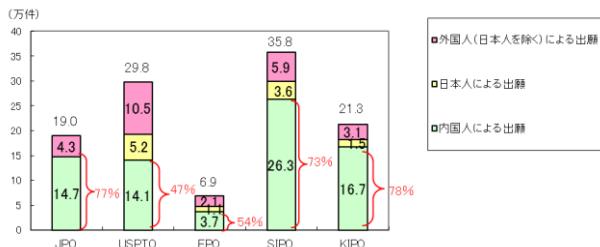


図18：五大特許庁における特許登録件数



(備考) E P Oについて、特許査定件数を記載

2015 年の日本人による外国への特許出願は、それぞれ U S P T O へ 85,706 件（前年比 1.1% 減）、S I P O へ 40,078 件（同 0.9% 減）、E P O へ 21,426 件（同 3.1% 減）、K I P O へ 15,283 件（同 2.4% 減）であった。

2015 年の日本人による U S P T O ・ E P O ・ S I P O ・ K I P O での特許登録件数は、それぞれ U S P T O において 52,409 件（前年比 2.7% 減）、S I P O において 36,418 件（同 37.4% 増）、E P O において 10,585 件（同 4.8% 減）、K I P O において 9,615 件（同 28.4% 減）であった。

図19：日本人による主要特許庁への特許出願件数の推移

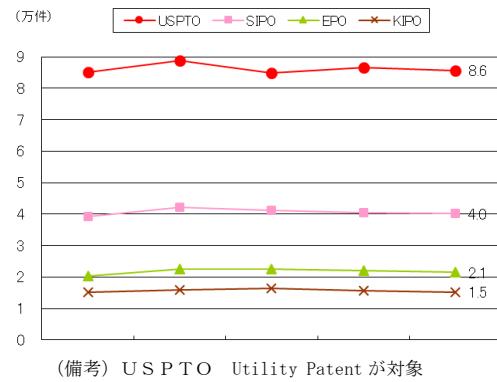
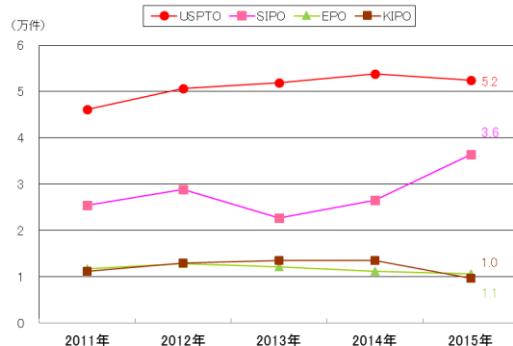


図20：日本人による主要特許庁への特許登録件数の推移



(備考) U S P T O Utility Patent が対象

E P O 特許査定件数を表す

2014 年における五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数を見ると、J P O 、E P O 、S I P O 、K I P O から他庁への出願・登録は、いずれも U S P T O へのものが最も多い。

図 21：五大特許庁間の特許出願状況（2014 年）

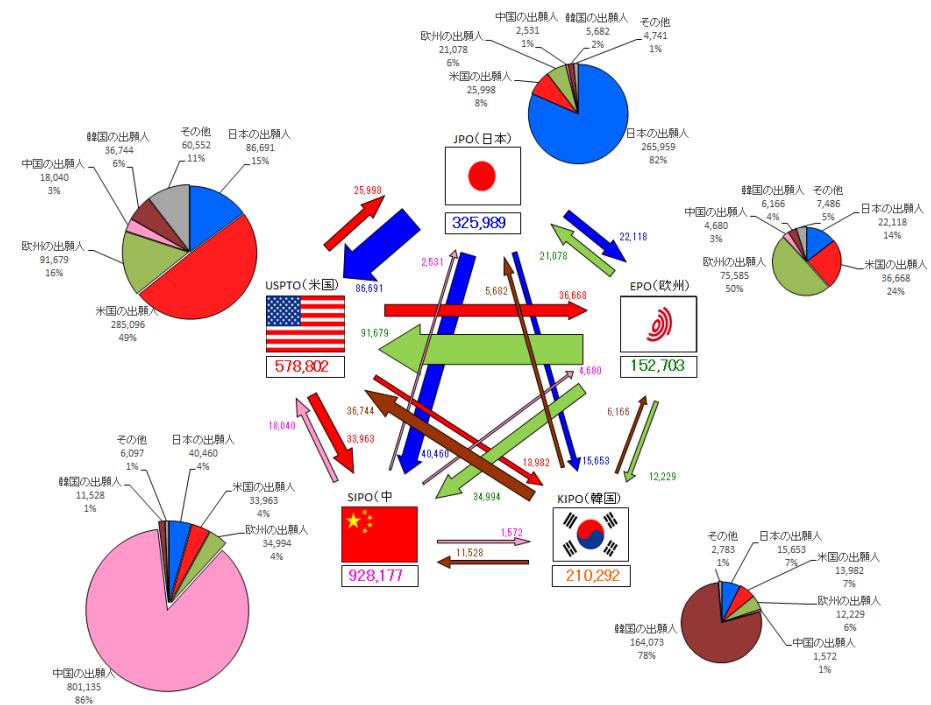
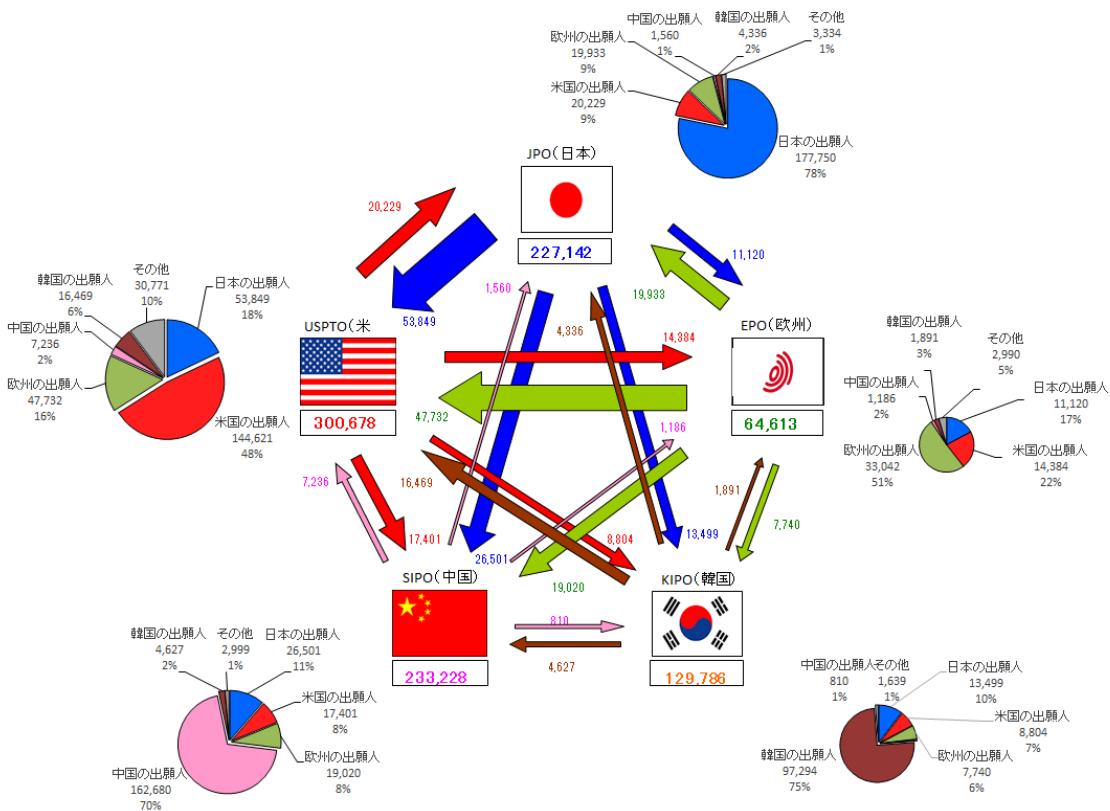


図 22：五大特許庁間の特許登録状況（2014 年）



(備考)・米国は、Utility Patent が対象。

- ・枠内の数値は、各国・機関における 2014 年の特許出願件数、特許登録件数の合計を示す。
- ・欧州からの件数は、2014 年末時点の E P C 加盟国の出願人による出願件数、特許登録件数を示す。
- ・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており各 E P C 加盟国への出願・特許登録件数は含まれていない。

2. 2. 商標

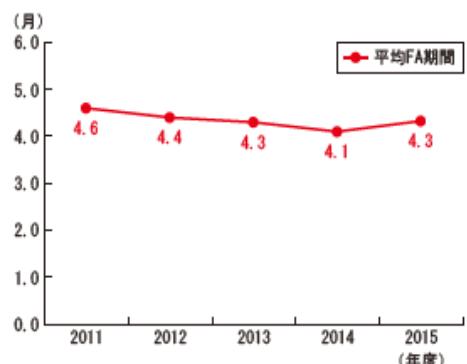
2015年の商標登録出願件数*は、147,283件であり、2014年と比べて18.4%増となった。

出願件数の内訳を見ると、国際商標登録出願は2014年と比べて26.1%増となった。それ以外の商標登録出願件数は2014年と比べて17.5%増加している。

2015年度における、出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間（F A期間）は、平均4.3か月となった。

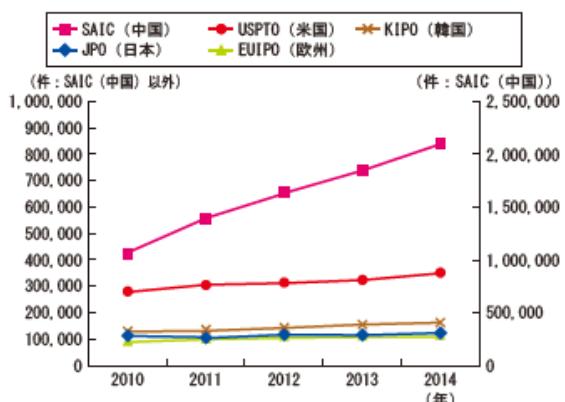
*国際商標登録出願を含む。

図23：商標審査の平均F A期間の推移



2014年の主要国・機関における商標登録出願件数の推移は下に示す通りである。中国は、2013年と比べて13.8%の増加となっており、大幅な増加傾向が続いている。ただし、中国は他の主要国と異なり、国際登録出願以外の商標登録出願については1出願1区分の制度を採用しているため、出願件数が多くなることに注意が必要である（中国商標法の改正により、2014年5月からは一出願多区分制に移行）。

図24：主要国・機関における商標登録出願件数の推移



2015年の日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移は、下に示す通りである。2014年に比べて、米国への出願は、12.7%増、欧州（E U I P O）への出願は14.9%増、韓国への出願は1.7%増となった。

図25：日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移

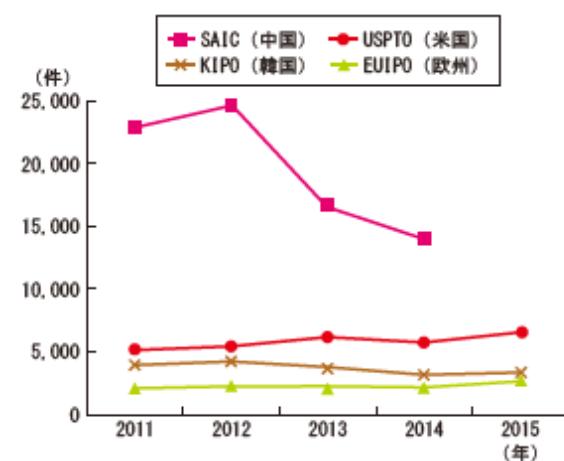
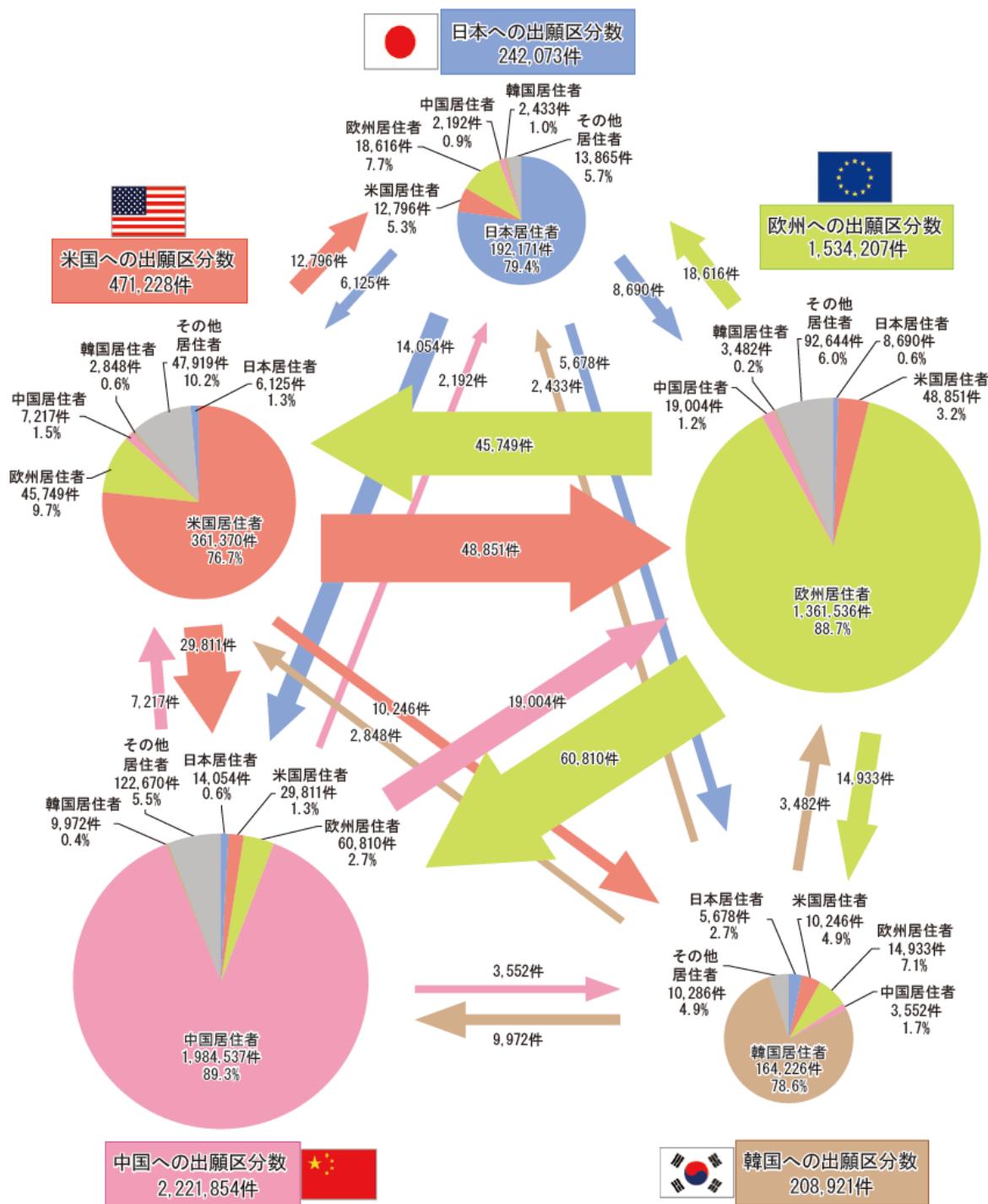


図 26：日米欧中韓間の商標登録出願状況（区分数、2014 年）



(備考)欧州はEUIPO、EU加盟国及びスイスへの商標出願区分数の合計を示し、欧州居住者はEU加盟国及びスイスの商標出願区分数の合計を示す。
中国は2014年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された（2013年までは一出願一区分制で、国際登録出願の際は一出願多区分を許容していた）。

(資料)特許庁「平成27年度商標出願動向調査—マクロ調査—」

2. 3. 意匠

過去 10 年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2009 年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2015 年は前年比 0.6% 増の 29,903 件であった。その内訳をみると、国際意匠登録出願件数は 452 件、それ以外の意匠登録出願件数は 29,451 件であった。

2015 年度における出願から一次審査通知までの期間（F A 期間）は平均 6.1 か月であり、着実に短縮している。

図 27：意匠登録出願件数の推移

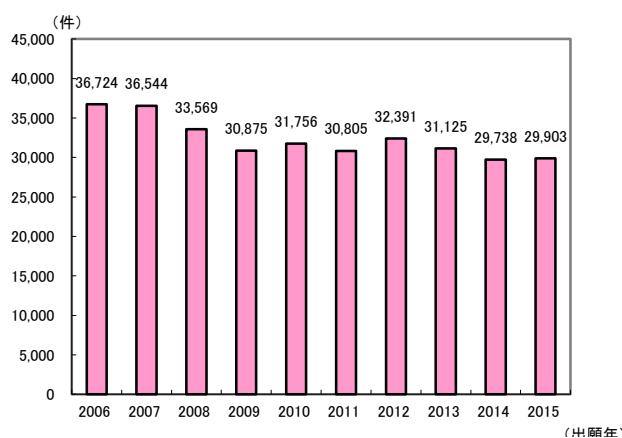


図 28：意匠審査の F A 件数及び登録査定件数の推移

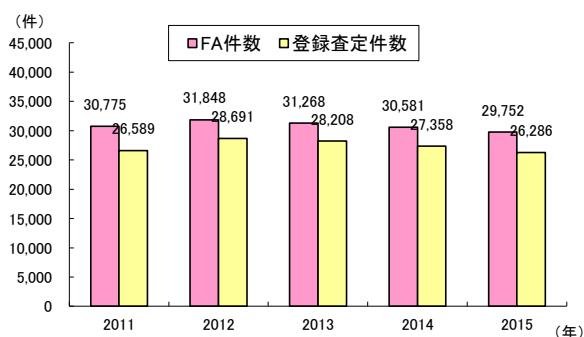
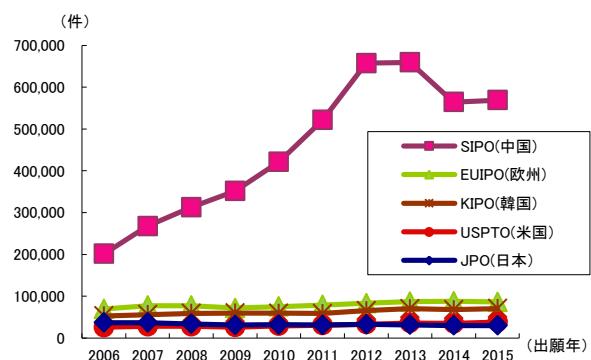


図 29：意匠審査の F A 期間の推移



2014 年に大幅に減少した中国の意匠登録出願件数は、2015 年には前年比 0.8% 増とほぼ横ばいであった。その他主要国・機関における 2015 年の意匠登録出願件数について、欧州（E U I P O）（意匠数前年比 1.5% 減）は減少したが、日本（前年比 0.6% 増）、米国（前年比 10.5% 増）、韓国（意匠数前年比 3.9% 増）はいずれも増加した。

図 30：主要国・機関における意匠登録出願件数の推移

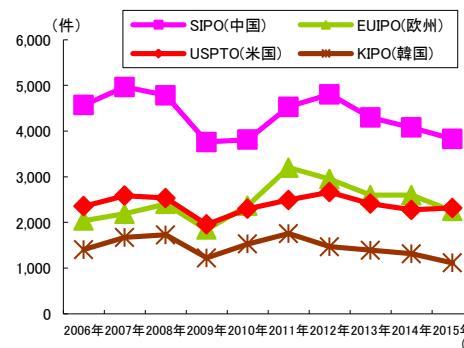


(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。

日本人による米国、欧州（E U I P O）、中国、韓国への出願件数は、世界的な景気後退の影響を多分に受けた2009 年に落ち込み、その後回復を示したが、近年再び減少に転じている。2015 年は米国を除いて減少した。

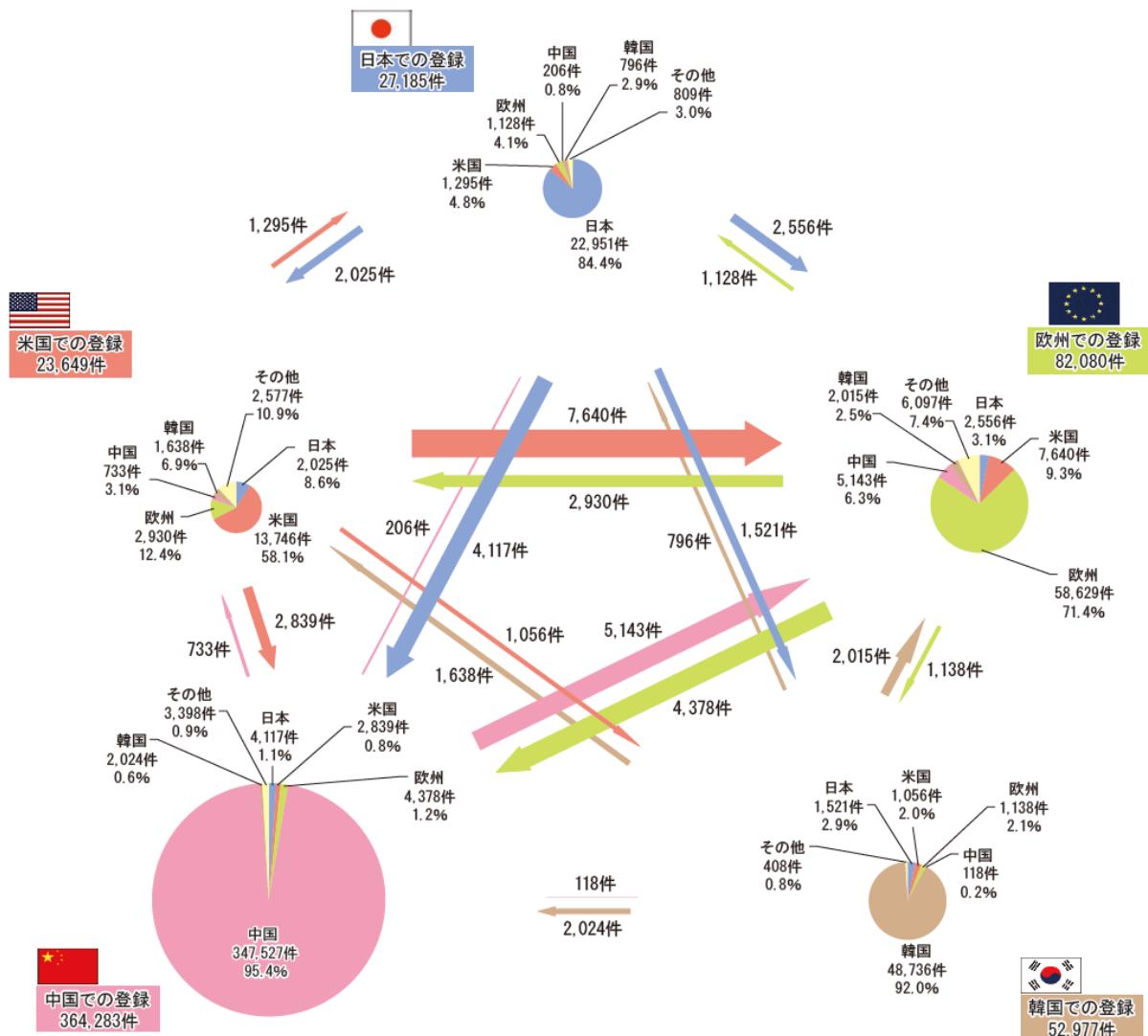
主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い。

図 31：日本人による外国への意匠登録出願件数の推移



(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。

図 32：日米欧中韓間の意匠登録状況（2014 年）



(備考)意匠登録件数は意匠公報発行年（2014 年）で集計した。「欧州での登録」は EUIPO で登録された意匠数を示す。
 (資料)特許庁「平成 27 年度意匠出願動向調査報告書—マクロ調査—」

2. 4. 審判

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び産業財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っている。上級審としての役割を主な機能とする拒絶査定不服審判等の権利付与前の審判の請求動向は、審査の動向との関係が深い。また、紛争の早期解決を主な機能とする無効審判等の権利付与後の審判の請求動向は、侵害訴訟等の産業財産権に係る紛争の動向と深く関係している。

図 33：拒絶査定不服審判請求件数の推移

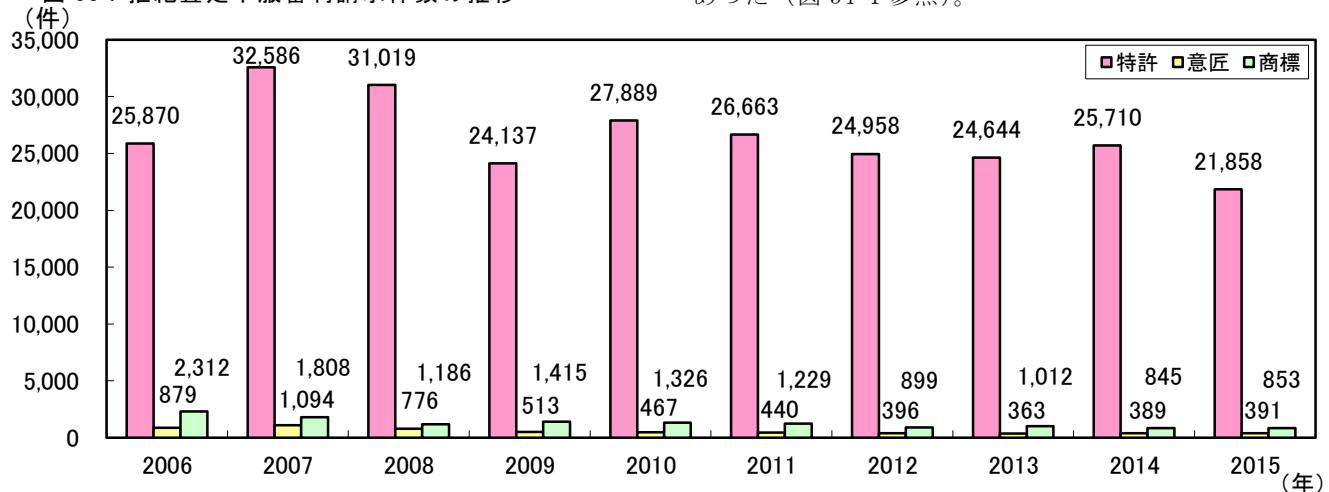
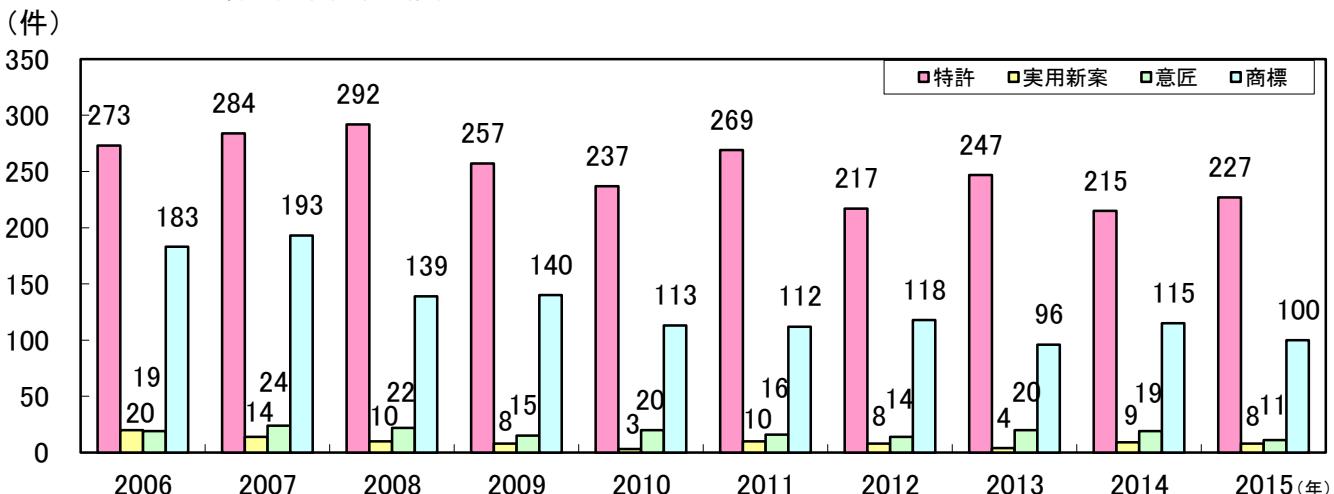


図 34-1：無効審判請求件数の推移

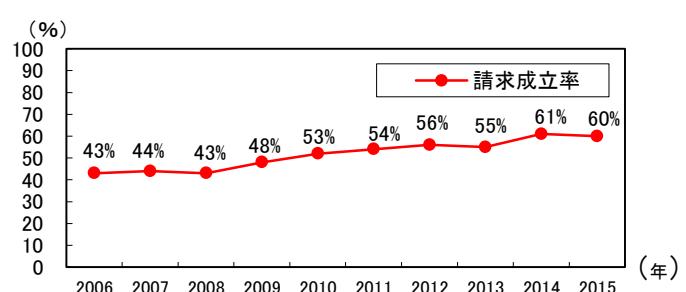


拒絶査定不服審判の、2015 年の平均審理期間は、特許・実用新案では 12.5 か月、意匠では 7.3 か月、商標では 7.1 か月であった（図 35 参照）。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合（請求成立率）は、2008 年以降上昇傾向にあり、2015 年では 60% であった（図 34-2 参照）。

2015 年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許においては、前年比 15.0% 減の 21,858 件、意匠については、前年比 0.5% 増の 391 件、商標については、前年比 0.9% 増の 853 件であった（図 33 参照）。

2015 年における無効審判の請求件数は、特許については、前年比 5.6% 増の 227 件であった。実用新案については、2008 年以降、10 件以下で推移している。意匠については、2006 年以降、20 件前後で推移している。商標については、前年比 13.0% 減の 100 件であった（図 34-1 参照）。

図 34-2：拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）



（備考）請求成立率＝請求成立件数／（請求成立件数＋請求不成立（含却下）件数）

無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2015 年の平均審理期間は 10.5 か月であり、意匠では 16.6 か月、商標では 8.9 か月であった。特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2015 年の平均審理期間は 2.2 か月であった。商標の異議申立ての、2015 年における平均審理期間は 7.9 か月であり、取消審判の同期間は 6.4 か月であった（図 35 参照）。また、審理の充実の観点から口頭審理を積極的に活用しており、2015 年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では 215 件、意匠では 14 件、商標では 58 件であった。

図 35：審理の状況

	拒絶査定 不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数 *1	平均審理 期間 *2	処理件数 *1	平均審理 期間 *2	処理件数 *1	平均審理 期間 *2	処理件数 *1	平均審理 期間 *2	処理件数 *1	平均審理 期間 *2
特許 実用	11,798	12.5か月	234	10.5か月	168	2.2か月	5 * 3	2.4か月 *3		
意匠	451	7.3か月	12	16.6か月						
商標	912	7.1か月	115	8.9か月			399	7.9か月	1,032	6.4か月

*1：取下げを含む。

*2：請求日から最終処分（審決・決定）までの期間の平均（ただし、特許の無効審判について、審決の予告を行うものは、審決の予告までの期間）

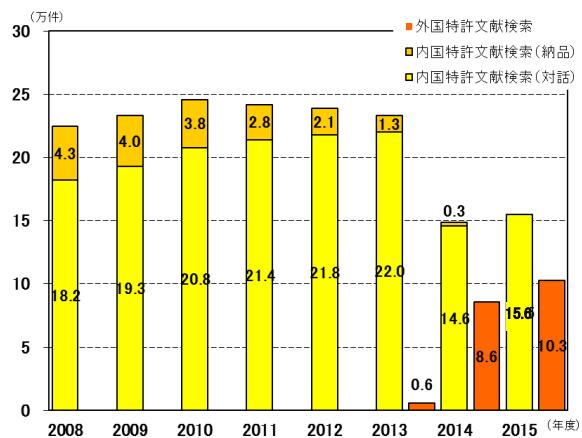
*3：特許異議申立て制度が施行された 2015 年 4 月 1 日からの値。

3. 審査体制整備のための取組

3. 1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組

出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加等、特許審査における審査処理の負担が年々増加している。こうした中、特許庁では、迅速かつ的確な審査を行うため、約 500 名の任期付審査官の採用や先行技術文献調査の下調査の外注の拡充等の様々な取組を着実に実施することにより、審査体制の整備や審査の効率化を図ってきた。

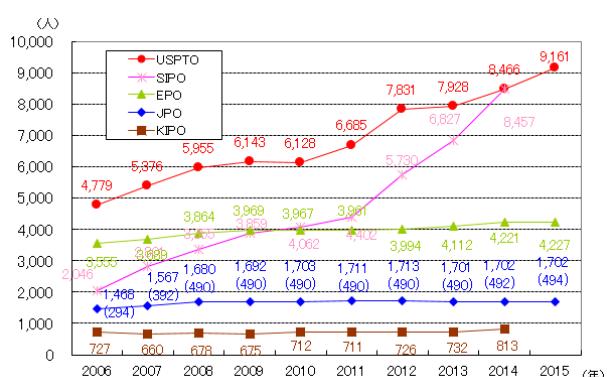
図 36：登録調査機関への発注件数の推移



2015年度の先行技術文献調査の下調査の登録調査機関への発注件数は15.6万件である。また、近年の外国語特許文献割合の増加や外国語特許文献の調査の重要性の高まりに対応するため、2013年度から、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献に加えて外国語特許文献にまで拡張しており、2015年度は全体の約 3 分の 2 に相当する 10.3 万件について外国語特許文献を含めた調査を行った。

特許審査の質の維持・向上に対する社会的要請は非常に強く、特許庁では、世界最高品質の特許審査の実現を目指している。具体的には、2014 年 4 月に「特許審査に関する品質ポリシー」を公表するとともに、2014 年 8 月には、このポリシーの基本原則に沿った品質管理マニュアルを公表した。また、特許審査の一連のプロセス（本願理解、先行技術文献調査、対比判断、通知書の作成）を対象とした品質監査を実施するために、経験豊富な審査官からなる約 90 名の品質管理官を配置した。

図 37：審査官数の推移



(備考) J P O の 2006～2015 年の括弧内は任期付審査官数

3.2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

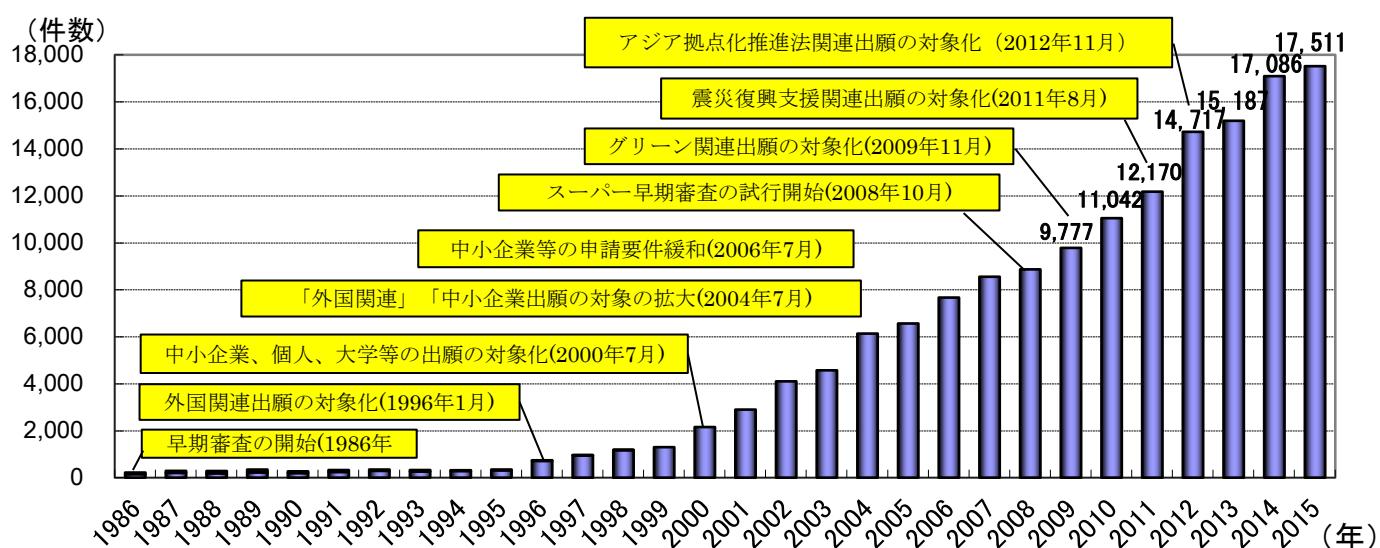
早期審査制度を利用した出願の 2015 年の一次審査通知までの期間の平均は、早期審査の申請から平均 2.3 か月となっており、制度を利用しない出願と比べ一次審査通知までの期間が大幅に短縮されている。

早期審査制度では、既に実施又は 2 年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）や、外国にも出願している出願（外国関連出願）、また、中小・ベンチャー企業や、研究成果の社会への還元が期待される大学・T L O、公的研究機関からの出願を対象としているほか、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）についても試行的に対象としている。2011 年 8 月からは、企業活動に必要な技術を早期に保護し活用可能とすることで、震災からの復興を支援するため、被災した企業、個人等の出願（震災復興支援関連出願）

も早期審査の対象に加えている。また、2012 年 11 月からは、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審査の対象に加えている。

また、2008 年 10 月からは、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行している。スーパー早期審査制度を利用した出願の 2015 年の一次審査通知までの期間の平均は、スーパー早期審査の申請から平均 0.8 月（国内移行した特許協力条約に基づく国際出願については平均 1.4 月）となっている。

図 38：早期審査申立件数の推移



4. 國際的な制度調和及び國際協力等の取組

4. 1. 國際協力等に関する取組

(1) 特許に関する国際的動向と取組

(1) 市場のグローバル化に伴い、一つの発明について複数の国・地域に対して出願するというグローバルな出願活動が活発化している。企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠であり、また、円滑にかつ予見性が高く知的財産権を取得できることが望ましい。企業のグローバルな経済活動を支えるために、各国の知的財産制度の更なる調和や新興国等における知的財産のインフラ整備が強く求められている。我が国特許庁は、日本、米国、欧州、中国、韓国の五大特許庁会合や日本、中国、韓国特許庁会合等において、制度調和に関する議論をリードする一方、成長著しいASEAN各国とも連携強化を図るなど、グローバルな知的財産制度の構築を目指している。

このような中、世界の出願の約8割を占める日米欧中韓からなる五大特許庁（以下、「五庁」）会合において、2007年以降、出願件数・ワークロードの増加に対応するため、審査結果の相互利用、手続の簡素化、審査の質の維持・向上等の課題について検討を行っている。

2015年5月に中国で開催された五庁長官会合では、ITを活用した新たな五庁共同サービスに関し、特にユーザーから優先的な対応が求められている項目のサービス構想に五庁で合意したほか、特許審査ハイウェイ（PPH）の運用改善について意見交換した。さらに、特許情報の利用促進や知財制度の利便性向上等の五庁協力の枠組で今後達成すべき目標や、その目標を達成するために実施すべき取組等をまとめた五庁共同声明に合意した。

(2) 特許審査に関する国際協力の推進

(i) 特許審査ハイウェイ

特許審査ハイウェイ（PPH）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。

PPHは2006年に日本国特許庁が提唱して、日米間において世界で初めて開始して以来、参加国・地域の数は、38か国・地域に拡大しており（2016年3月末時点）、世界のPPH申請件数は累積10万件を超えた（2015年12月末時点）。日本国特許庁は、2015年4月にはチェコ共和国と、6月にはエジプトと、7月にはルーマニア及びエストニアとPPHを開始し、34の国・地域とPPHを実施している（2016年3月末時点）。

また、2014年1月から、多数国間の枠組みである「グローバル特許審査ハイウェイ」を17の国・地域で開始し、この枠組みに参加した知的財産庁の間では、国によりどのPPHが利用可能なのかを区別することなく、全てのPPHが利用可能となる。2015年7月には、ドイツ及びエストニアが参加し、グローバルPPH参加国・地域の数は21の国・地域に拡大している。将来的にこの枠組みが拡大することで、PPHはより便利な制度になると期待される。

(ii) 国際審査官協議

日本国特許庁は、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、審査の質の高いレベルでの調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、審査官同士が直接的な交流を行う取組である国際審査官協議を実施している。2000年4月から2016年3月末までの累積で、短期又は中長期の国際審査官協議を、27の知的財産庁・組織と行っている。

2015年度は、五大特許庁に加え、ASEANやインド、ブラジルをはじめとする新興国を中心に、日本国特許庁の審査官を44名派遣するとともに、各国特許庁審査官20名の受入を行った。

(iii) 日米協働調査試行プログラム

日本国特許庁は、新たな審査協力の取組として、米国特許商標庁（USPTO）との間で2015年8月1日から日米協働調査試行プログラム（日米協働調査）を開始した。

日米協働調査は、日米両国に特許出願した発明について、最初の審査結果を出願人に送付する前に、日本の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結

果及び見解を共有する取組である。両庁の調査結果及び見解を踏まえ、両国の審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人に送付する。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日

米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

図 39：特許審査ハイウェイ（PPH）の概要

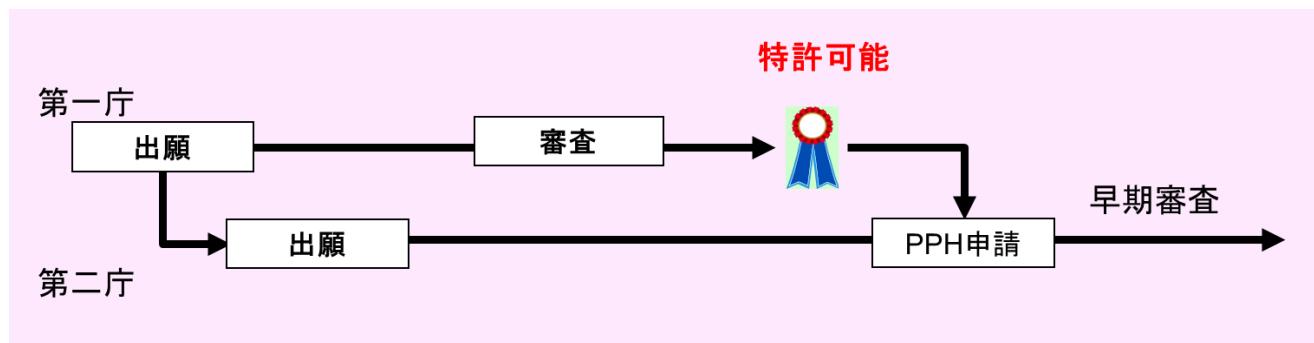
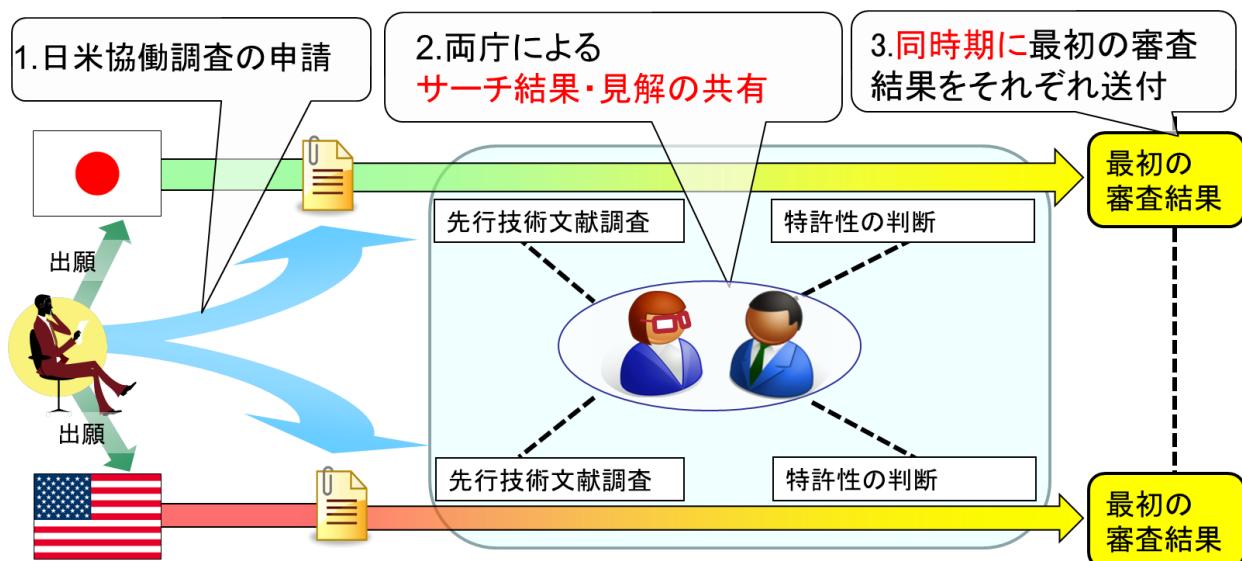


図 40：日米協働調査試行プログラムの概要



4. 2. 知的財産保護のための国際的な取組

二国間、多国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国を中心に知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。

また、企業活動に悪影響をもたらす模倣品問題の対策は急務であり、官民合同ミッションの派遣や二国

間協議を通じた相手国政府への模倣品対策強化の要請と協力、「模倣被害調査報告書」の作成等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供、取締機関との連携を実施している。一方、国内消費者向けに、知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」の実施による啓発活動等を行っている。

図 41：模倣品・海賊版撲滅キャンペーン



4. 3. TPP協定の国内実施の為の産業財産権制度の検討

2016年2月、環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）が署名された。本協定は、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目標とし、物品市場アクセスやサービス貿易のみならず、知的財産分野等の非関税分野についても、締約国間の共通ルールを策定するものである。本協定の署名を受け、本協定の実施を確保するための必要な措置の検討を行った。具体的には、①特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その公表によって新規性が否定されないとする新規性喪失の例外期間を6月から1年に変更すること（特許法）、②出願から5年又は審査請求から3年

のいずれか遅い日以後に特許権の設定登録があった場合に、特許期間を延長できる制度を導入すること（特許法）、及び、

③商標の不正使用に係る法定損害賠償制度を導入すること（商標法）の3点につき、2016年2月に、産業構造審議会知的財産分科会にて、審議を行った。審議を踏まえ策定した特許法の改正案及び商標法の改正案を含む、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が、2016年3月8日に閣議決定され、同日、第190回通常国会へ提出された。

5. 知的財産活動の活性化のための取組

5. 1. 中小企業等に対する支援

特許庁では、我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して「知財意識」から「海外展開」まで様々な施策を通じて総合的に支援している。

(1) 特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法¹等に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料等の減免措置を講じている。また、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に一定の要件を満たすことを条件として、従来の軽減措置を拡充している。当該措置²はこれまでと比較して、非課税法人に限らず広く小規模企業等に対象を拡大し、国内出願のみならず国際出願の料金も対象とし、料金を3分の1にまで軽減すべく軽減幅を深掘りしている。

(2) 知財総合支援窓口

中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動が円滑にできるよう、知的財産支援の拠点として、知財総合支援窓口を全国47都道府県に設置している。窓口では無料・秘密厳守で、知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けるとともに、様々な専門家や支援機関と協働でワンストップの支援サービスを提供している。2014年度からは、ワンストップサービスを充実すべく、従来の派遣型の専門家活用に加え、弁理士・弁護士等の知財専門家を窓口に配

置(弁理士週1回以上、弁護士月1回以上)しており、2015年度にはその数を倍増させることにより、体制を強化した。

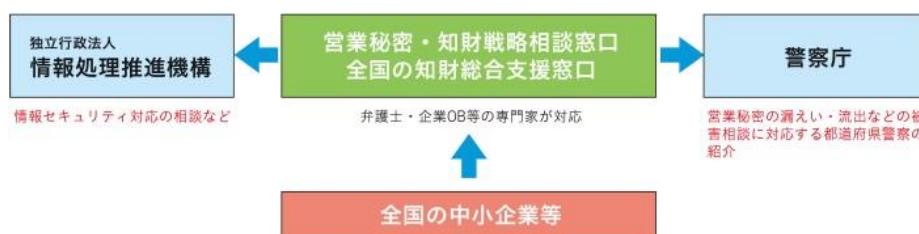
(3) 営業秘密・知財戦略に関する相談

近年、イノベーション手法の変化や新興国企業の技術力向上に伴う産業構造のパラダイムシフトにより、企業が生み出した技術について、他社に使わせるオープン戦略と自社で独占するクローズ戦略とを適切に組み合わせる等、より複雑かつ高度な知財戦略を策定することが重要となっている。

特許庁は、こうした企業の知財戦略の複雑化や高度化への対応を支援するため、中小企業等からの営業秘密・知財戦略に関する相談を受け付ける体制の整備を進めてきたところ、2015年2月2日、INPITに「営業秘密・知財戦略相談窓口」～営業秘密110番～を設置した。

「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、中小企業等において生み出された技術について、特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出への対応等に関する相談に、経験豊富な企業OBや弁護士等の知財専門家が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口とも連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃など情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

図42：営業秘密に関する相談に係る知財総合支援窓口と関係機関との連携



¹ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律。願を行う場合が対象。

(4) 外国出願支援事業（補助金）

中小企業における戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター及び日本貿易振興機構（J E T R O）を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出願（特許、実用新案、意匠、商標）にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等）の一部を補助している。補助率は2分の1以内で、案件ごとの上限額は、特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標（※）30万円。1企業に対する上限額は300万円。

※冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

(5) 海外侵害対策支援事業（補助金）

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、J E T R Oを通じて、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を補助している。補助率は3分の2以内で、1企業に対する上限額は400万円。また、2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟にかかる費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施。補助率は3分の2以内で、1企業に対する上限額は500万円。

(6) 知財金融促進事業

中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を見える化して金融機関からの融資につなげるため、金融機関向けに「知財ビジネス評価書」の提供、知財融資促進のためのマニュアル作成、知財金融シンポジウムの開催など、包括的な取組を行っている。

2015年度は、「知財ビジネス評価書」を63の金融機関に150件提供、金融機関職員向けに知財融資マニュアルを作成、「知財ビジネス評価書」を活用した融資の成功事例集を紹介するため大阪（7月）・東京（1月）で知財金融シンポジウムを開催した。

(7) 産業財産権専門官

特許庁職員である産業財産権専門官が、全国の中小企業へ特許・商標等に関する制度や支援策等を効果的に活用できるように個別訪問して、直接説明している。また、中小企業経営者の集まりや自治体、金融機関をはじめとする中小企業の支援機関等を対象としたセミナーへの講師派遣を通じて、知的財産権制度及び各種支援策に関する普及・啓発を行っている。

図43：中小企業等に対する総合的な支援の概要



5. 2. 大学等に対する支援

(1) 広域大学知的財産アドバイザー派遣事業

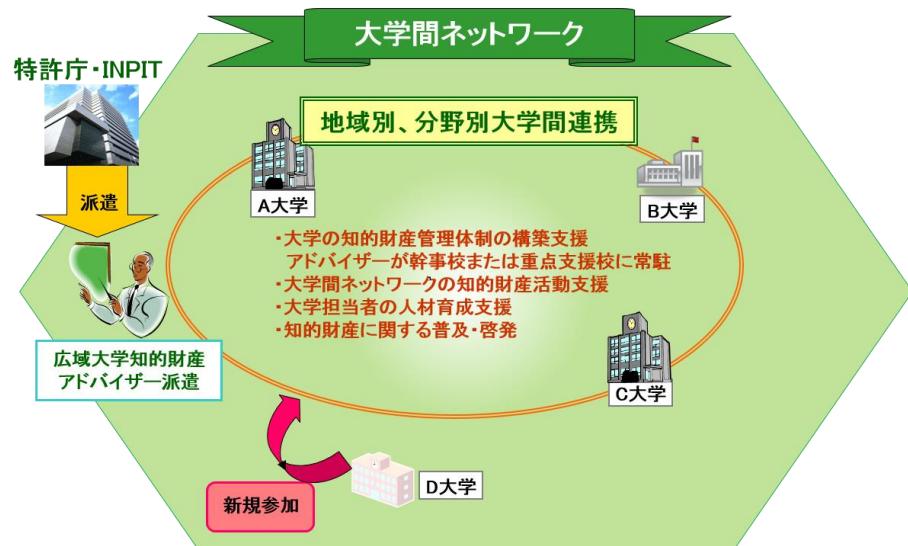
大学が知的財産活動を行うに当たり、まずは、大学組織内に知的財産管理体制を構築することが必要である。特許庁・INPITでは、大学における知的財産管理体制の構築を支援するため、個別の大学にアドバイザーを派遣する事業を2002年度から実施し、2011年3月までの派遣実績は、延べ60大学に上った。

2011年4月からは支援の仕組みを変え、地域や技術分野ごとに形成された複数の大学からなるネット

ワークに広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、知的財産管理体制の構築・強化等への支援を通じ、ネットワーク内の大学全体における知的財産活動の底上げと、产学連携の裾野の拡大を図った。

2015年度は、2014年度一定の成果をあげ自立的運営に移行した5ネットワークを除く、9ネットワークに広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、このネットワークを通じた支援校の数は2016年3月末現在で延べ137校に上る。

図44：広域大学知的財産アドバイザー事業の概要



(2) 公設試知的財産アドバイザー派遣事業

特許庁では、2013年度から知的財産に関する専門人材である公設試知的財産アドバイザーを公的試験研究機関に派遣（最長3か年度）しており、知的財産管理活用体制の整備を支援することにより、公的試験

研究機関が保有する技術等の地元企業への円滑な移転を促進し、地域における新たな事業分野の開拓及び産業技術の向上等を図っている。

2015年度は、5機関に公設試知的財産アドバイザー6名を派遣した。

図45：公設試知的財産アドバイザー事業の概要



5. 3. 知財活用全般に対する支援

(1) 知的財産プロデューサー派遣事業

公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーをプロジェクトの初期段階から派遣している。

具体的には、プロジェクト発足前では知財ポリシーの策定支援、プロジェクト初期では知的財産に関する意思決定機関の設置や規程類の制定支援、プロジェクト推進期では戦略的な特許等取得のための支援や、そのための国内外の知的財産情報の収集・分析支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知財成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後では知財管理主体における知財管理・活用の支援を行っている。

◇2015年度実績 延べ37プロジェクトに派遣

(2) 海外知的財産プロデューサー派遣事業

海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。このような海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメント支援のため、2011年度から、海外駐在経験、知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産プロデューサーとしてINPITに配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている。

具体的には、海外知的財産プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えば、どのような権利をどの地域で取得すべきか）や、取得した権利を利益に結びつけるための活用の方法（例えば、企業の海外進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネススキームの提案）について支援している。

また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係について理解を広げるための講演も行っている。

◇2015年度実績

支援企業等 295社 講演等 89回

図46：知的財産プロデューサーの業務の例

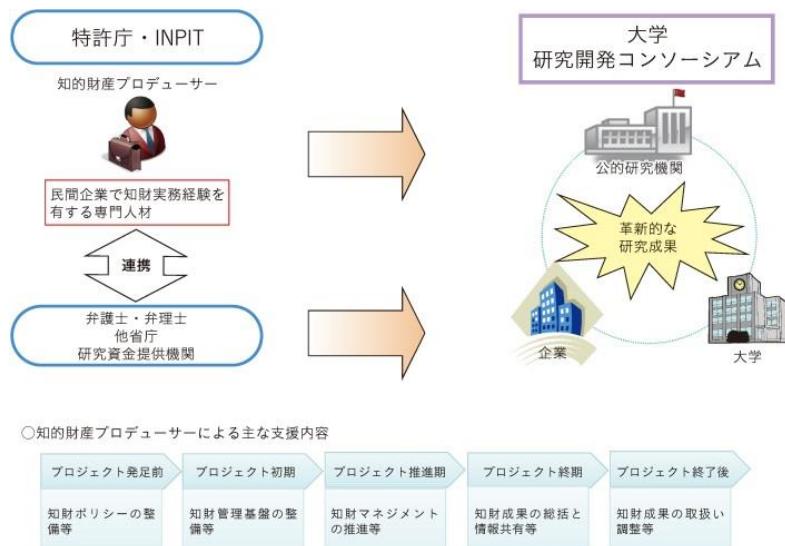
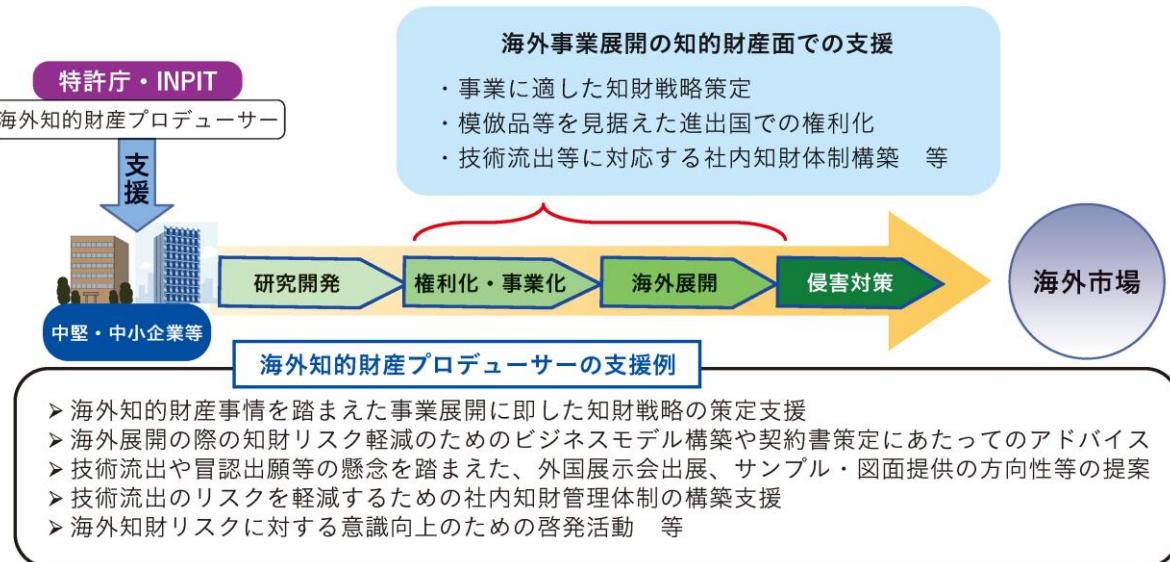


図 47：海外知的財産プロデューサー派遣事業



(3) 地域団体商標制度

地域名と商品（役務）名を組み合わせた地域ブランドを商標権として、より適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に、地域団体商標制度が施行された。

本制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につながることを目指し、導入されたものである。

具体的には、地域名及び商品（役務）名のみからなる商標であっても、事業協同組合や農業協同組合等、NPO法人、商工会議所、商工会によって、商品の産地である等の地域との密接な関連性を有する商品等に使用されたことにより、その商標が当該組合又はその構成員のものであると一定程度広く知られている場

合には、商標登録を受けることができるというものである。

地域団体商標出願は、2006年4月1日に出願の受付を開始し、2016年3月末までに1,130件が出願され、592件について設定登録された。

地域団体商標制度の更なる普及を促すため、2015年12月末までに商標登録された587件の商品や役務（サービス）の内容について紹介した冊子「地域団体商標事例集2016」を2016年3月に作成した。

また、2008年10月1日から初心者を対象とした商標制度及び地域団体商標制度周知用ビデオコンテンツをインターネット配信し、利用促進を図っている。

図 48：地域団体商標マップ

